

高齢者肺炎球菌予防接種（定期予防接種）のお知らせ

令和6年度から、接種当日65歳の方のみが助成の対象となりました。令和5年4月に送付した予診票をお持ちの方も、66歳の誕生日前日までは接種することができます。なお、これまでに肺炎球菌（23価）の予防接種を受けた方は、定期予防接種の対象になりません。

下記対象者で接種を希望される方は、このお知らせをよくご覧になり、医療機関にご予約ください。

※新たに対象になる方へは、対象年齢の誕生日の前月末に通知を送付します。

※平成26年度からの経過措置(65歳から5歳刻みの方が下記①の助成対象)は終了しました。

<p>対象者</p>	<p>肺炎球菌ワクチン(23価)の予防接種を<u>今までに受けたことのない方</u>で、福島市に住民登録があり、接種を希望する①または②の方。</p> <p>①<u>接種当日65歳</u> <u>※令和5年4月に通知が届いた方でも、66歳の誕生日前日まではお手持ちの予診票で接種可能です。</u></p> <p>②<u>接種当日60～64歳</u>で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級。</p>
<p>接種料金 (助成後の自己負担額)</p>	<p>2,500円（上記対象者で生活保護受給中の方は無料） ※年度により変更となる場合があります。</p>
<p>接種回数</p>	<p>1回</p>
<p>接種場所</p>	<p>福島市内の登録医療機関</p> <p>※県内の医療機関（福島県広域予防接種実施医療機関に限る）でも受けられます。 詳しくは医療機関へお問合せください。またはインターネットで「福島県広域予防接種」と検索してください。</p>
<p>持ち物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回送られた「封筒一式」 （予診票は<u>黒ボールペン</u>で記入してください。消えるペンは使用できません。） （予診票を紛失した方は、予約時に医療機関へお申し出ください。） ・「健康保険証」などの住所・氏名・生年月日が確認できるもの ・お持ちの方は「お薬手帳」など接種記録ができるもの ・対象者②の方は、「身体障害者手帳」 ・生活保護受給中の方は、「生活保護受給証明書」または「保護決定通知書」

～ご理解くださいますようお願い申し上げます～

- ◆これまでに、23価の肺炎球菌ワクチンを1回でも接種した方（自費を含む）は、定期接種の対象となりません。予防接種法で定められています。
- ◆2回目以降の接種や期間外の接種、13価や15価の肺炎球菌ワクチンは、任意接種となり全額自己負担となります。（費用は医療機関によって異なります。）

～接種前に必ずお読みください～

1. 肺炎球菌ワクチン（23価）とは？

90種類以上の型がある肺炎球菌の中で、高齢者の肺炎原因として多い23種類の型に対する免疫をつけ、重症化を防ぎます。

2. 予防接種を受けることができない方

- ・接種当日、37.5℃以上の発熱がある方
- ・急性で重症な病気にかかっている方
- ・本剤の接種液の成分によってアナフィラキシー（急激な全身性のアレルギー反応）を起こしたことがある方
- ・その他、医師が「予防接種ができない状態」と判断した場合

3. 接種する際に気をつけること

- ・体調の良いときに受けましょう。
- ・副反応などを理解し、納得してから受けましょう。気になることがあれば、接種医に相談しましょう。

4. 起こるかもしれない副反応

主なものは、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などです。

5. 接種後の注意

- ・接種当日は、激しい運動はさけましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすることはやめましょう。

6. もしものために知っていただきたいこと～健康被害救済制度～

定期の予防接種による副反応のために、医療機関での治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律に定められた救済制度があります。制度の利用を申請する際は、感染症・疾病対策課予防接種係にご相談ください。（制度を利用するためには一定の条件があります。）

～（参考）他のワクチンとの接種間隔について～

他のワクチンの接種前後に肺炎球菌ワクチンを受ける場合接種間隔に決まりはありません。

【肺炎球菌予防接種に関するお問合せ】

福島市保健所 感染症・疾病対策課 予防接種係 電話 597-6203 FAX 572-3145